

わたSHIGA輝く国スポ竜王町ふるまい協力団体募集要項

1 目的

この要項は、本町で開催する第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者をあたたかくお迎えするとともに竜王町を全国にアピールするために設置する「おもてなしコーナー」で「ふるまい品」を提供するグループ、団体（以下「協力団体」）の募集に際し必要な事項を定める。

2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 おもてなしコーナーの設置場所及び期間

おもてなしコーナーの設置場所及び期間は次のとおりとする。ただし、実行委員会が認める場合はこの限りではない。

競技名	種別	会場	期間
スポーツクライミング	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	竜王町総合運動公園	10月3日(金)～10月5日(日)

4 提供内容

おもてなしコーナーで次のいずれかのものを、無料で提供するものとする。

- (1) 郷土料理
- (2) 町食材を使った料理
- (3) 町特産品
- (4) 町内で馴染みのある料理、菓子等
- (5) その他、実行委員会がふるまい品としてふさわしいと認めるもの。

5 提供方法

- (1) 対象者 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者とする。

- (2) 数 量 1 競技会場 1 日当たり 300 食程度とし、協力団体と実行委員会との協議の上で決定する。
- (3) 場 所 競技会場に設置する「おもてなし会場」とする。
- (4) 提供時間 1 日当たり 4 時間以内を原則とし、なくなり次第終了とする。
- (5) 提 供 日 期間中、1 日を単位として、協力団体からの希望調査をもとに実行委員会が調整するものとする。

6 食材及び資材の準備

(1) 実行委員会が準備するもの

- ア テント・椅子・机
- イ 消火器

(2) 協力団体が準備するもの

- ア 食材・調味料
- イ 容器類（使い捨ての皿・スプーン・箸・バケツ・ザル（食べ残し入れ用）等）
- ウ 調理用具・燃料・電源等（寸胴鍋・LPGボンベ及びガスコンロ・発電機等）
- エ 温度管理用品（ドライアイス・クーラーボックス・発砲スチロール等）
- オ 衛生用品（エプロン・三角巾・マスク・ゴム手袋・アルコール消毒液・ハンドソープ・雑巾・使い捨てフキン・ティッシュ・ウェットティッシュ・ペーパータオル・ゴミ袋等）

(3) その他、必要なものがあつた場合は、双方の協議により定めることとする。

7 費用負担

- (1) ふるまい品の提供に必要な費用については、上記 6 (2)に係る実費相当額を 1 会場 1 日当たり 90,000 円を上限とし、実行委員会が負担する。
- (2) ふるまいの従事者および調理者の検便費用は、実行委員会が負担する。
- (3) ふるまいの提供に係る日当等の人件費、交通費等は、実行委員会は負担しない。

8 保険

- (1) ふるまいの運営に関する保険は、実行委員会が加入する。
- (2) 実行委員会は、損害賠償責任保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は以下のとおりとする。

ア 施設賠償責任事故

会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故に起因して、第3者の生命および身体ならびに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故

イ 生産物賠償事故

提供する食事、飲料等に起因して、第3者の生命および身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故

9 遵守事項

- (1) 衛生上の理由から、会場では簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ保健所の許可を得た施設で下処理されたものを搬入した上で、直前に加熱処理を行う程度とすること。
- (2) 食材の芯まで加熱調理されていない生ものは、提供不可とする。
- (3) 会場とは別の場所であらかじめ調理をしたものについては、販売用のものに限り、食品衛生法関係法令に基づく許可、または届出施設（飲食店営業、食品製造業など）で調理されたものとし、容器包装詰めにして、適正な表示を貼付したものとする。
- (4) 漢方・生薬が入っているもの（薬膳料理・栄養ドリンク等）は、ドーピング検査で陽性反応が出る可能性があるため、提供不可とする。
- (5) アルコール飲料及びアルコール成分を多量に含むものは、提供不可とする。
- (6) 食品及び器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は、徹底して行うこと。
- (7) 調理を伴う場合はエプロン・三角巾・マスク・手袋を装着する等の衛生管理を行うこと。
- (8) 保健所が定める各種衛生基準を順守し、衛生指導に従うこと。

10 応募条件

次の条件を全て満たすグループ、団体等であること。

- (1) 竜王町内で活動するグループ、団体であること。
- (2) 食品衛生法等の法令順守ができるグループ、団体であること。
- (3) 会場に責任者を置き、統括・運営できるグループ、団体であること。
- (4) ふるまい品の提供において、実施期間中に必要人数を確保できるグループ、団体で

あること。

- (5) 協力団体の構成員に竜王町暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
- (6) 実行委員会が適当と認めたグループ、団体であること。

1 1 応募方法

実施を希望するグループ、団体は「ふるまい協力団体申請書」（様式第1号）に必要な事項を記入の上、郵送、ファックス、メール又は持参により、申請期間中に実行委員会事務局へ提出すること。

(1) 申請期間

令和7年8月18日（月）から 8月29日（金）まで

(2) 提出先

下記16の問合せ先と同じ

1 2 協力団体の決定について

- (1) 実行委員会は、提出された申請書を基に審査を行い、適当であると認めたグループ、団体に対し、ふるまい実施決定通知書（様式第2号）を交付する。

なお、希望する日時において申請者が多数あり、一定数を超える場合は事務局により厳正に抽選し決定するものとする。

1 3 費用の支払方法等について

- (1) ふるまい実施決定通知書を受けた協力団体は、ふるまい実施計画書（様式第3号）を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会に提出する。
- (2) ふるまい実施当日に、協力団体はふるまい従事者名簿（様式第4号）を作成し、実行委員会に提出する。
- (3) ふるまいの提供後、協力団体はふるまい実績報告書（様式第5号）を作成し、実行委員会に提出する。
- (4) 実行委員会はふるまい実績報告書を精査の上、協力団体から提出された請求書によりふるまいの提供にかかった費用を協力団体に支払う。

1 4 大会中止等に伴う対応について

- (1) 競技中止の場合及び競技は実施するものの屋外のテントが使用できない場合は、ふるまいの提供は中止とする。
- (2) 行幸啓・お成り等が実施される場合、ふるまいの提供を一時中止する。なお、中止する時間帯については実行委員会の指示に従うこと。
- (3) ふるまいの提供が中止になった場合、準備にかかった費用は実行委員会が負担する。
- (4) 提供品が配布できなかった場合は、協力団体が処分する。
- (5) その他疑義等が生じた場合は、実行委員会と協力団体の協議により決定する。

1 5 保健所、消防署への届出等及び実施日の検査対応について

- (1) 保健所、消防署への届出は実行委員会が作成し、提出する。作成に当たり協力団体は実行委員会に漏れなく情報提供を行うこと。また、ふるまい提供日の1か月前を目途に、協力団体の当日従事者及び調理者の検便を行う。
- (2) 実施日の保健所・消防による検査対応は、実行委員会事務局と協力団現場責任者で行う。

1 6 問い合わせ先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会事務局

(生涯学習課 国スポ推進室) 担当：竹山、奥村

TEL：0748-58-0111 FAX：0748-58-2655

メールアドレス：ryuoh.kokusupo@town.ryuou.shiga.jp

付 則

この要項は、令和7年8月1日から施行する。